

## 令和3年度事業計画（案）について

日時	会議・事業名	内容等	備考
4月	実務者会議（4月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
5月	実務者会議（5月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
	第1回代表者会議	年間事業確認、令和2年度及び3年度の状況報告等	
6月	実務者会議（6月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
7月	実務者会議（7月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
8月	実務者会議（8月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
	第1回DV・児童虐待実務者研修会	DVと児童虐待との関連等についての研修会を開催する	学校、幼稚園、保育園従事者や民生委員等を対象
9月	実務者会議（9月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
	ポスター展作品募集	小中学生に、学校を通じ募集	6月、教委に募集依頼
10月	実務者会議（10月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
	「私の願う家族・家庭」ポスター展応募作品審査	ポスター展に向け、優秀作品を選定	
	第2回DV・児童虐待実務者研修会	DVと児童虐待との関連等についての研修会を開催する	学校、幼稚園、保育園従事者や民生委員等を対象
11月	実務者会議（11月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
	児童虐待防止推進月間における啓発事業	実施事業につき検討中	市報11月1日号に啓発記事掲載
	市職員研修会（児童虐待）	市職員を対象に児童虐待についての研修会を開催する	
	実務者研修会（児童虐待）	各関係機関の実務者を対象に研修会を開催する	学校、幼稚園、保育園等での従事者を対象
12月	実務者会議（12月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
1月	実務者会議（1月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
	実務者研修会（児童虐待）	各関係機関の実務者を対象に児童虐待についての研修会を開催する	民生委員や地区社協等、地域の支援者を対象
2月	実務者会議（2月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	
	第2回代表者会議	事例報告、次年度の事業計画案策定等	
3月	実務者会議（3月定例会）	主担当や関係機関の役割分担及び個別支援会議の必要性を議論	

※このほか、個別支援会議については、年間を通してケース毎に開催します。

## 野田市における児童虐待について

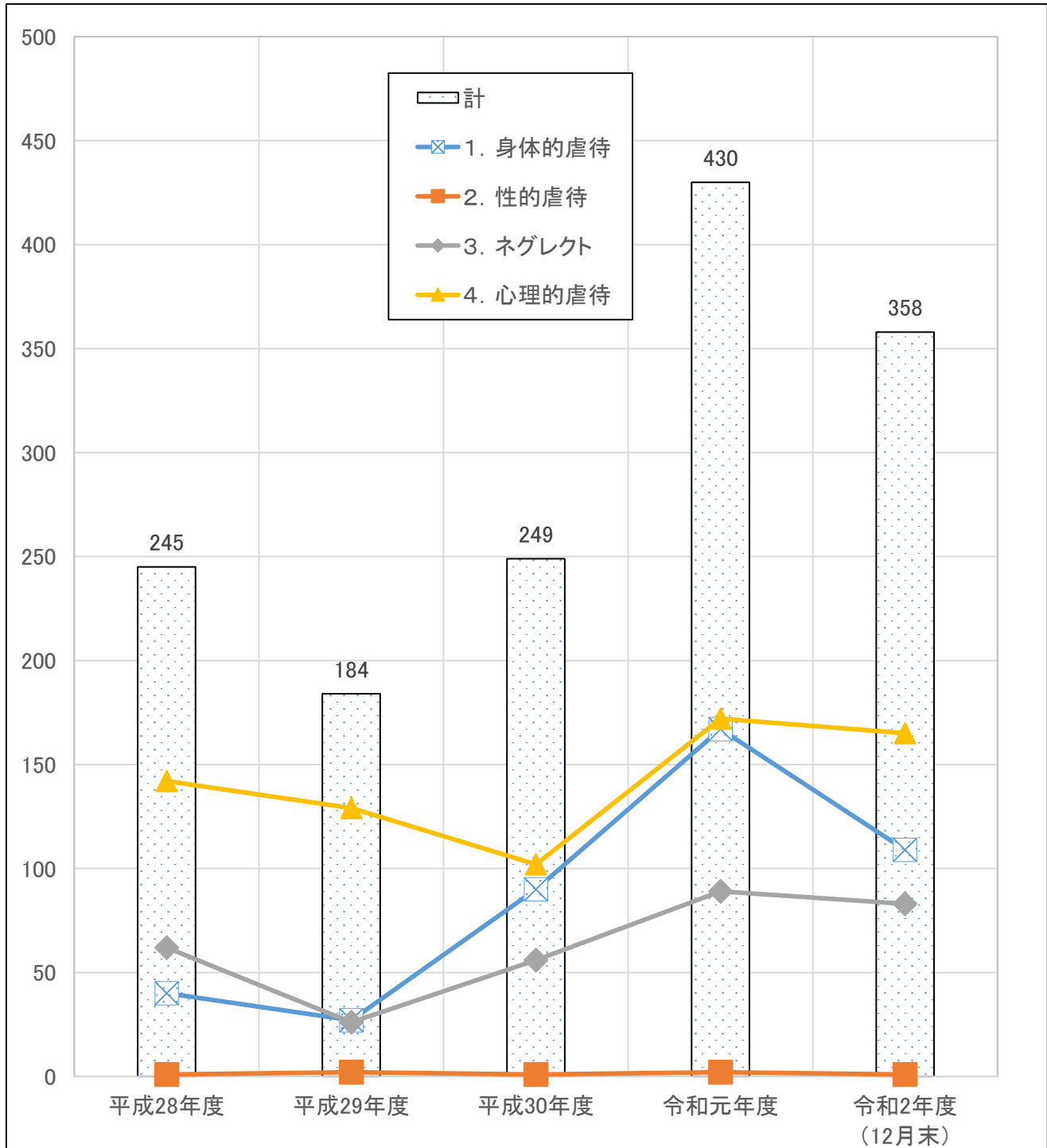
(1)家庭児童相談室による相談対応件数

虐待相談対応件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (12月末)
1. 身体的虐待	40	27	90	167	109
2. 性的虐待	1	2	1	2	1
3. ネグレクト	62	26	56	89	83
4. 心理的虐待	142	129	102	172	165
計	245	184	249	430	358

※件数は福祉行政報告例から

虐待相談対応件数(平成28～令和2年度(12月末まで))

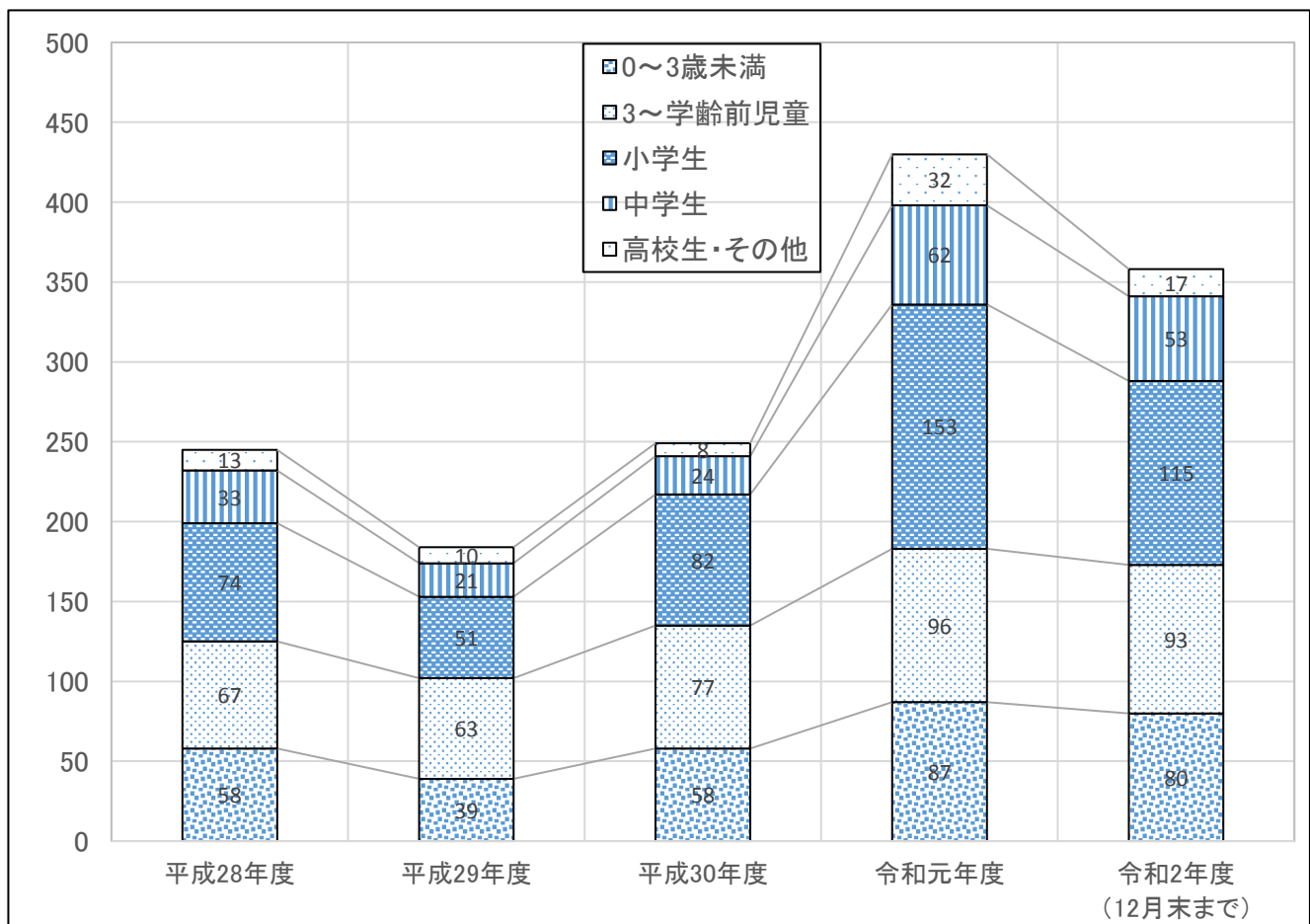


(2)年齢別人数

年齢区分	年齢	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (12月末まで)
0～3歳未満	0歳	20	15	17	24	23
	1歳	18	10	16	34	24
	2歳	20	14	25	29	33
3～学齢前児童	3歳	20	19	15	20	27
	4歳	19	15	16	29	22
	5歳	14	16	24	25	28
	6歳	14	13	22	22	16
小学生	7歳	5	8	15	28	21
	8歳	7	10	14	25	19
	9歳	17	14	19	32	11
	10歳	12	7	13	24	24
	11歳	19	5	11	27	24
	12歳	14	7	10	17	16
中学生	13歳	11	9	12	27	23
	14歳	11	6	9	22	12
	15歳	11	6	3	13	18
高校生・その他	16歳	6	5	3	14	7
	17歳	5	5	5	12	10
	18歳	2	0	0	6	0
計		245	184	249	430	358

※件数は福祉行政報告例から

年齢区分別人数(平成28～令和2年度(12月末まで))



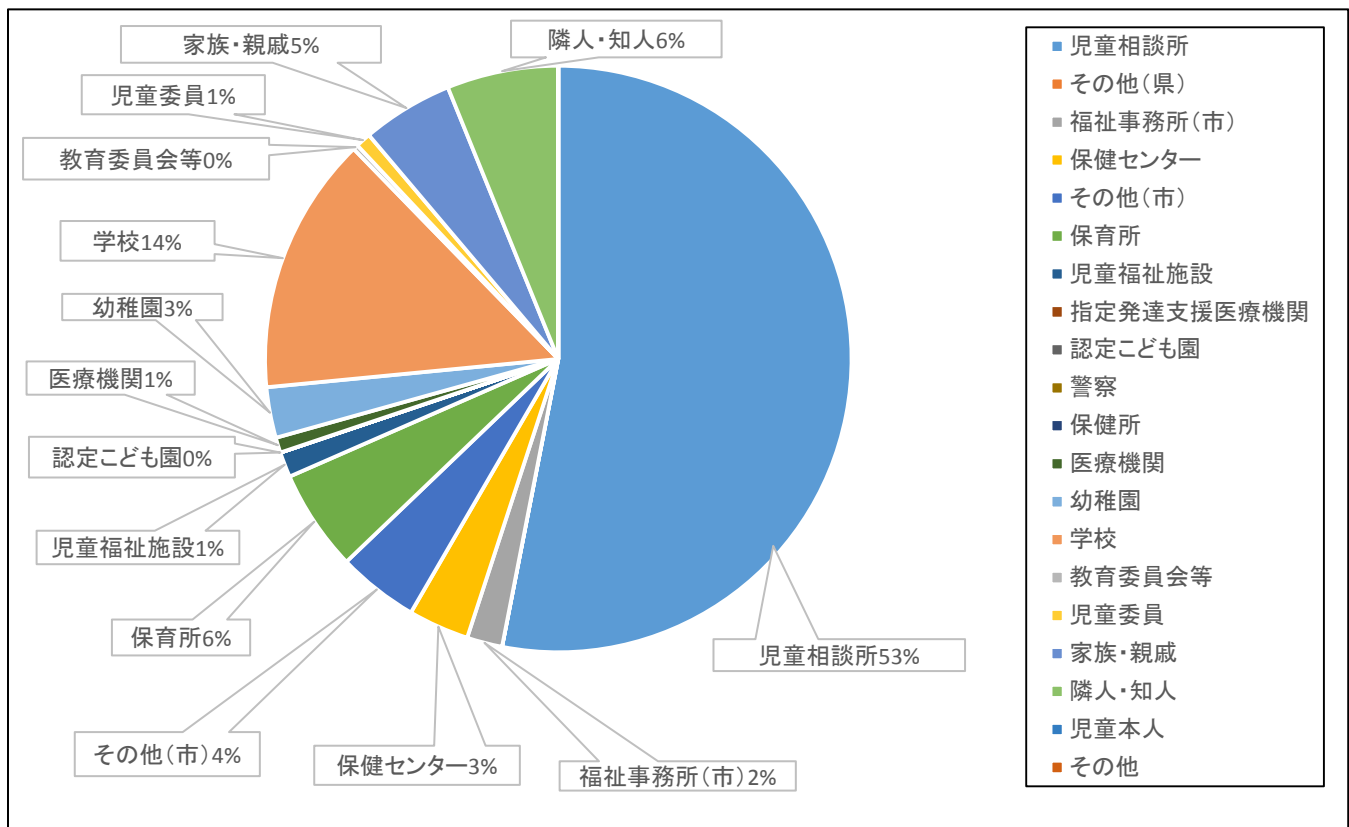
(3) 虐待通告受付経路

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (12月末まで)
児童相談所	140	129	105	155	190
その他(県)	0	1	0	0	0
福祉事務所(市)	0	2	0	2	7
保健センター	6	9	37	31	12
その他(市)	15	17	8	34	16
保育所	4	3	8	17	20
児童福祉施設※1	1	3	13	3	5
指定発達支援 医療機関	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	2	0
警察	3	0	0	0	0
保健所	0	0	0	0	0
医療機関	1	0	2	14	3
幼稚園	0	1	5	1	10
学校	24	3	29	101	51
教育委員会等	1	1	8	25	1
児童委員	2	0	2	6	3
家族・親戚	18	8	11	25	18
隣人・知人	30	6	17	14	22
児童本人	0	1	2	0	0
その他	0	0	2	0	0
計	245	184	249	430	358

※件数は福祉行政報告例から

※1 児童家庭支援センターを除く

虐待通告受付経路割合(令和2年度12月末まで)

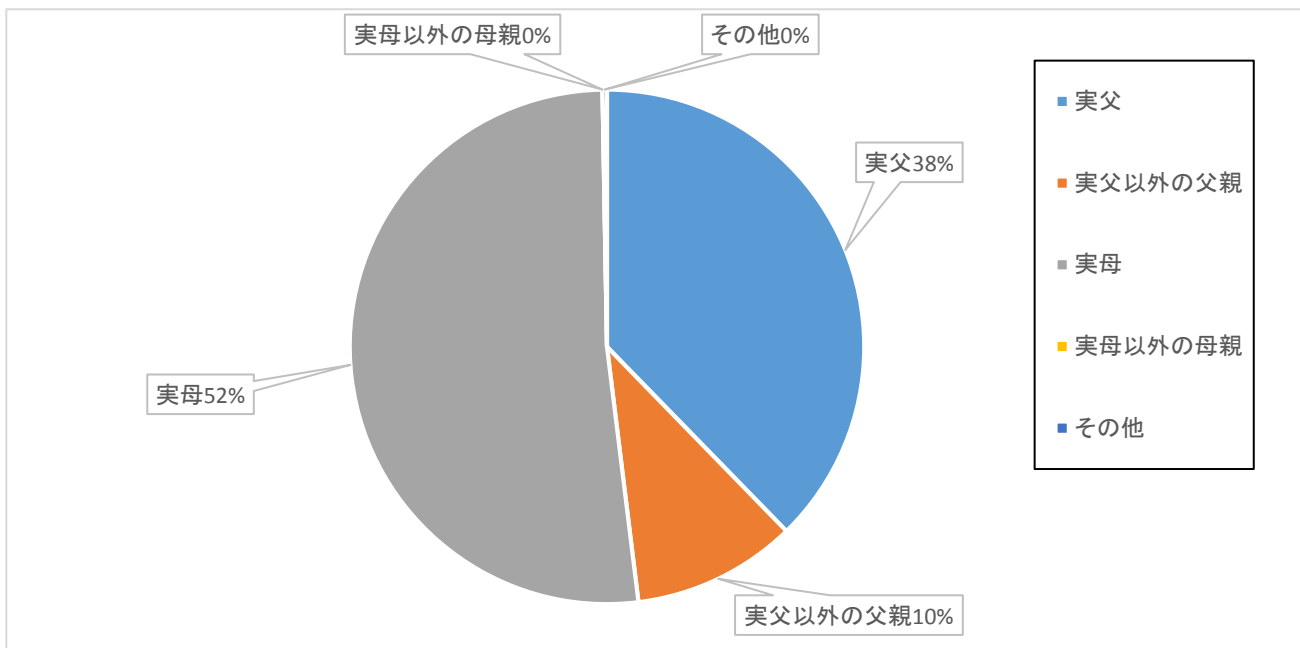


(4) 主たる虐待者

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (12月末まで)
実父	99	94	85	192	135
実父以外の父親	22	15	10	25	37
実母	121	69	141	206	185
実母以外の母親	3	2	6	3	0
その他	0	4	7	4	1
計	245	184	249	430	358

※件数は福祉行政報告例から

虐待者別割合(令和2年度12月末まで)



(5) 進行管理件数の推移について

	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和2年12月
要保護児童	90人	86人	172人	362人	304人
ハイリスク	38人	42人	58人	85人	44人
特定妊婦	5人	8人	4人	5人	2人
計	133人	136人	234人	452人	350人

(仮称)野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス  
総合対策大綱(案)の策定について

野田市総合計画

野田市エンゼルプラン  
第5期計画  
(令和2年3月策定)

第4次野田市男女  
共同参画計画  
(令和2年3月策定)

※男女共同参画社会基本法  
第14条第3項に基づく  
「市町村基本計画」  
※女性活躍推進法第6条  
第3項に基づく  
「市町村推進計画」

別立て  
で策定

整合性  
を図る

野田市子育て支援・児童虐待  
防止総合対策大綱  
(平成28年3月改訂)

第2次野田市ドメスティック・  
バイオレンス総合対策大綱  
(平成20年1月策定)

※配偶者からの暴力の防止及び  
被害者の保護に関する法律  
第2条の3第3項に基づく  
「市町村基本計画」

(仮称)野田市児童虐待防止及び  
ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱の策定

令和元年10月に、児童虐待とドメスティック・バイオレンスを所管する子ども家庭総合支援課が発足したことから、「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」の児童虐待防止部分と第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱を一本化した大綱を策定する。なお、子育て支援については、別立てとせずエンゼルプラン(第5期計画)で対応する。

○策定スケジュール

年度	月	代表者会議	大綱
令和2年度	2月	令和2年度第2回代表者会議	令和2年度第2回代表者会議にて策定概要報告
	3月		素案作成
令和3年度	4月		
	5月	令和3年度第1回代表者会議	令和3年度第1回代表者会議で素案審議
	6月		素案修正、パブリック・コメント手続準備
	7月		
	8月		パブリック・コメント庁内手続(主管者会議等) パブリック・コメント実施
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		パブリック・コメント意見取りまとめ 案作成
	1月		
	2月	令和3年度第2回代表者会議	令和3年度第2回代表者会議で案審議
	3月		庁内手続(主管者会議等)・策定